# (公財)北海道サッカー協会第3種委員会 「合同チーム」編成時における確認と規程

北海道中学校体育連盟が、複数校合同チーム参加規程について改訂を加え、選手 11 人以上を有するチーム同士は合同不可、という縛りがなくなった。

ただし、前年度、合同チームを編成する前の選手数が11名以上のチームが0または1チームによる合同チームが、部員数の増加で2チーム以上になった場合(特例として全中に出場可)を除き、11名以上を有するチームが合同チームを編成した場合、全中には出場不可。北海道中体連大会で優勝または準優勝でも、の意。

部活動の地域連携や地域クラブ化について不透明なことが多いが、協会主催大会と中体連主催大会とで合同チームを編成する際の留意点を整理し、2023 年度 JFA 登録時期を前に本規程を一部改定する。

なお、部活動の地域連携ならびに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動を行うチームを「地域クラブ」と表記し、クラブユース連盟加盟の既存の「クラブ」と区別することとする。

## 確認1

- ・2023年度も、北海道カブスリーグは合同チームの参加を認めない。
  - 〜JFA 第3種大会部会発出「第3種年代における合同チーム編成条件について」(2020年2月21日)中の「地域リーグ(=北海道カブスリーグ)への昇格に関し、合同チームはリーグの順位に関わらず昇格しないものとする」に拠る。
- ・すべてのブロックカブスリーグ・地区カブスリーグは、合同チームが参加可能であることを原則とするが、 5 ブロック・15 地区 FA で、合同チームの参加不可と決定周知された大会はその限りではない。
- ・フットサルの合同チームについては「確認4」参照のこと。

#### 確認2

- ・合同チームの編成には2種類ある。
  - (1)(例)A中学校、B中学校、C中学校がそれぞれJFA登録をした後、合同チームを編成
    - ~JFA 登録時、それぞれチーム登録料等が必要
      - 合同チームでの大会エントリー時、全中学校名を連記したチーム名とする
  - 顧問不在の「拠点校方式」には不適合~サッカー部設立のない中学校は単独で JFA 登録を行えないため (2)(例)A 中学校、B 中学校、C 中学校が合同チームを編成した後、1 チームとして JFA 登録
    - へ1チームとしての登録であり、シーズン中に合同チームを解消することは不可
      - JFA 登録時、チーム登録料は1チーム分
      - 登録時、全中学校名を連記したチーム名とすることを原則とするが、「FC〇〇市(町・村)」等も可顧問不在の「拠点校方式」に適合
      - 〜サッカー部が設立されていない中学校の生徒も登録可、ただし同方式の所定の手続を完了のこと 事業主体者には当該市町村教育委員会のみならず校長会も含まれるので当該校管理職に確認のこと 市町村境を越えての同方式も、当該市町村教育委員会間の承認を得て可能

### 確認3

- ・中体連への加盟は、部活動の設立をもって学校ごとに行われる。サッカー部が設立されている学校に在籍する生徒は、中体連大会出場の資格を有する。
- ・サッカー部が設立されていない学校に在籍する生徒は「拠点校方式」により中体連大会出場の資格を有する。
- ・地域クラブが中体連加盟要件を満たし同連盟に加盟をした場合、地域クラブ所属すべての生徒は中体連大会 出場の資格を有する。地域クラブが北海道中学校体育連盟へ加盟するための手続案内が間もなく展開される (別添「中体連参加の条件の変更について」4頁参照)。
- ・地域クラブは選手数が 11 名以上であることは必須条件ではないが、中体連加盟の地域クラブが中体連加盟の他チームと合同チームを編成して中体連大会へ出場することの可否は所轄中体連事務局に確認のこと。ただし、出場可とは断言できない状況にある(別添同3頁参照)。なお、FA主催大会には出場可である。
- ・中体連加盟チームとクラブユース連盟加盟チームとの合同は不可。
- ・「同一中体連地区・管内大会出場資格を有する合同チーム」=「同一 FA 主催大会出場資格を有する合同チーム」であること。つまり「異なる中体連地区所属同士の合同チーム」、「異なる地区 FA 所属同士の合同チーム」ではないこと。このような地区境、FA 境を跨ぐ合同チームの各大会出場については、2023 年度中に整理される見込。

### 確認4

- ・フットサル大会は、サッカーの JFA 登録を見なし登録としてそのまま出場する場合が多いが、それとは別に「フットサル登録」をすると、フットサル大会のみに適用する登録チームでも出場できる。
- ・北海道・ブロック・地区予選開催要項で準拠される、2022年度 U-15 全国 FS 開催要項には「チームの選手数が 8 名未満の場合、複数チームによる合同チームの大会参加を以下の条件により認める。なお、主体となるチームの人数の制限はない。…略…極端な勝利目的の為の合同チームではないこと。…略…」とある。サッカーでの合同チームがそのままフットサルでの合同チームとして認められない場合もあるので留意のこと。

## 確認5

- ・右は JFA「KICKOFF」の新規チーム登録画面の一部である。 JFA 登録における「中体連」「クラブユース連盟」以外の、 「その他(第3種)」に該当するチームは少ない。
  - クラブユース連盟に加盟せず、同連盟主催大会には出場する意志のないクラブチームや、両連盟に所属しないチームが、所属 FA 主催の、つまり、両連盟主催ではない第3種大会に出場する場合に該当するレアケースである。
- ・2023 年度以降新たに設立される「地域クラブ」が中体連加盟を申請する場合、この「中体連」というラジオボタンをチェックすればよいだけではないことは「確認3」、別添「中体連参加の条件の変更について」4頁の通り。



## 規程

- ・合同チームの編成不可~・クラブユース連盟加盟チームが関わる合同
  - ・同一の中体連地区境や地区 FA 境を越える合同(ブロックカブスのみ例外あり)
- ・合同チームの出場不可~・中体連大会おける中体連加盟地域クラブと中体連加盟学校チームの合同 の可能性がある (FA 主催大会は出場可)
- ・合同チームの出場不可~・北海道カブスリーグ、5 ブロック・15 地区 FA で不可と決定周知された大会
- ・合同チームの出場制限~・全中における合同チーム編成前の単独チーム選手数による制限あり
- ・指導者の異動等もあるが、選手数の減少等で、新年度に合同チームを編成したい意志のある指導者は、所属地区 FA の JFA 登録業務開始日の7日以上前までに、所属地区 FA 第3種委員長に連絡すること。委員長と地区 FA 事務局が連携して、合同チーム編成の調整と確認、承認をする。旧知の指導者同士だけで合同チームを編成することのないように留意のこと。
- ・合同チーム編成においては、各校の選手数に影響されないが、安易に勝利至上主義によるチーム編成となら ぬように留意すること。単年度単位ではなく、日常的に活動をともにしているチーム同士による合同チーム が数年間存続することが望ましい。
- ・JFA 登録をせずに中体連大会のみに参加するチーム等への連絡漏れがないよう、所属地区 FA 第3種委員長と中体連地区専門委員長が連携を図ること。
- ・登録選手数が少なくても単独での活動を希望するチームや指導者の意志は尊重し、この規程はその動きを一切妨げない。
- ・合同チームの編成は、同じ中体連地区所属のチーム同士、同じ所属地区 FA (札幌地区 FA は A~D 同グループ) のチーム同士とすること。なお、ブロックカブスリーグに出場するチームの場合は、所属地区 FA が異なっても同じブロック内であれば可とするが、JFA 登録業務開始日の7日以上前までに、所属地区 FA 第3種委員長と所属ブロック代表に連絡すること。なお、各チームがそれぞれチーム登録をしたうえでの合同、かつ同一中体連地区に所属するチーム同士の合同に限る。
- ・2021年2月制定の以下の規程はすべて廃止する。
  - ~ I 数年来合同チームを編成してきた学校や、日常的に活動をともにしている学校は、合同チーム編成を 特別に許可される可能性がある。
    - II 年度当初の JFA 登録時に、新 2・3 年生が 14 名以内である学校同士は、合同チーム編成を特別に許可される可能性がある。
    - Ⅲ 選手数名の JFA 登録を意図的に遅らせ、年度当初の登録ではなく、追加登録扱いにすることで、合同 チーム編成の基準を満たすことのないよう、全指導者の良心とマナーに委ねる。
- ・2023~2025 年度、部活動の地域連携や地域クラブ化が大きく進捗することが予想され、今後、本規程には適 宜改正が加えられる。